

桑名市中小企業・小規模企業振興条例をここに公布する。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第21号

桑名市中小企業・小規模企業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の振興に関し、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業等振興施策の基本となる事項を定めることにより、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業 中小企業等以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づき設立された商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づき設立された商工会であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 労働団体 労働組合であって市内に事務所を有するもの及び労働組合の連合団体であって三重県内に事務所を有するものをいう。
- (6) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 地域経済の発展、雇用の維持及び市民生活の向上に資すること。
- (3) 市、中小企業等、大企業、経済団体、労働団体及び市民が中小企業等の果たしている役割の重要性を理解し、連携及び協力をする事。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業等の的確な実態把握に努め、中小企業等振興施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、中小企業等振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関と連携して取り組むとともに、中小企業等、大企業、経済団体、労働団体の意見を反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、中小企業等の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性について、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

(中小企業等の役割及び努力)

第5条 中小企業等は、基本理念にのっとり、経済的及び社会的な環境の変化に適応し、その事業の持続可能な成長及び発展を図るため、自主的に経営の改善及び経営基盤の強化に努めるものとする。

- 2 中小企業等は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 3 中小企業等は、地域における雇用の創出、人材育成、円滑な事業承継及び意欲的に働き続けることができる労働環境の整備を推進するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第6条 大企業は、中小企業等の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、中小企業者等の経営の改善及び経営基盤の強化に対して、主体的かつ積極的に

支援するよう努めるものとする。

2 経済団体は、中小企業等の実態を把握し、要望を的確に捉え、事業活動に反映するよう努めるものとする。

3 経済団体は、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとする。

(労働団体の役割)

第8条 労働団体は、中小企業等の地域社会及び地域経済に果たす役割の重要性について理解を深め、労働環境の整備、労働者の福利厚生の上昇等を通じて、中小企業等の振興に努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、中小企業等の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第10条 市は、基本理念に基づき、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

(1) 中小企業等の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。

(2) 中小企業等の新たな事業展開及び販路開拓を図ること。

(3) 中小企業等の人材の確保及び育成を図ること。

(4) 中小企業等の資金調達の円滑化を図ること。

(5) 中小企業等の創業の促進を図ること。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。